

法令及び定款にもとづくインターネット開示事項

- 事業報告の「I 会社の現況に関する事項」の「主要な事業所」、「V 会社の体制及び方針」の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

法令及び当社定款第17条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.toei.co.jp/company/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものであります。



東映株式会社

I 会社の現況に関する事項

主要な事業所（2022年3月31日現在）

本社

〒104-8108 東京都中央区銀座3丁目2番17号

電話 03 (3535) 4641 (代表)

撮影所及びデジタルセンター

東京撮影所（東京都練馬区） 京都撮影所（京都市）

デジタルセンター（東京都練馬区）

支社

関西支社（大阪市） 九州支社（福岡市）

※2022年4月1日付で関西支社と九州支社は統合され、西日本支社（大阪市）となりました。

映画劇場

丸の内TOEI①（東京都中央区） 渋谷TOEI①（東京都渋谷区）

丸の内TOEI②（東京都中央区） 渋谷TOEI②（東京都渋谷区）

ホテル

新潟東映ホテル（新潟市）・湯沢東映ホテル（新潟県南魚沼郡）・福岡東映ホテル（福岡市）

主な賃貸施設

東映太秦映画村（京都市）・プラッツ大泉（東京都練馬区）・オズスタジオシティ（東京都練馬区）・渋谷東映プラザ（東京都渋谷区）・新宿三丁目イーストビル（東京都新宿区）・E～maビル（大阪市）・広島東映プラザ（広島市）

V 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において次のとおり基本方針を定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「東映コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」の周知及び遵守の徹底をはかる。
- ② 「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を中心に、具体的な課題を洗い出し、課題ごとにコンプライアンスの推進をはかる。
- ③ 「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「東映グループホットライン」の適切な運用をはかる。

(2) 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき信頼性ある財務報告体制の整備、運用に取組むが、その基本方針は次のとおりとする。

- ① 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを周知徹底し、適切に整備し、運用する。
- ② 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクの評価と対応、及びリスクを低減するための体制を適切に整備し、運用する。
- ③ 真実かつ公正な財務報告に関する情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備し、運用する。
- ④ 財務報告に係る内部統制に関するモニタリングの体制を適切に整備し、運用する。
- ⑤ 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応をする。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議書、取締役会議事録その他の職務の執行に係る情報について、各々の管理基準に基づき、適切な保存・管理を行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」及び「内部統制委員会規程」に基づき、適切なリスク管理体制を構築する。
- ② 監査部は、「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施し、各部署に対してリスク管理体制の改善に関する助言・提案を行う。

- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「組織規程」及び「決裁権限規程」により、各部署の業務分掌及び各部長等の職務権限を明確にし、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。
 - ② 急な検討を要する重要事項等が生じた場合は、取締役社長及び担当取締役等で構成する常務会又は常勤取締役等で構成する常勤取締役会を開催し、適宜必要事項を協議して対処する。
- (6) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「内部統制委員会規程」及び「関係会社管理取扱規程」に基づき、経営戦略部グループ戦略室を中心に、各グループ会社と連携して、グループ全体の業務の適正の確保をはかる。
 - ② 「東映コンプライアンス指針（コンプライアンス・リスクマネジメント規程）」を周知するとともに、各グループ会社においても、それぞれの事業内容や規模、上場・非上場の別等を勘案して、当社に準じたコンプライアンス指針等を制定し、その周知及び遵守の徹底をはかる。
 - ③ 各グループ会社の取締役会の構成員として当社役職員を複数名選任し、各グループ会社の業務の適正に関する監督を行う。
 - ④ 東映グループ社長会議を定期的で開催し、各グループ会社との連絡を密にするとともに意思疎通をはかり、グループ全体の業務の適正の確保に資する。
 - ⑤ 法令等違反行為及びリスクの早期発見並びにそれらへの早期対応のため、当社に「東映グループホットライン」を設置し、その業務を当社の経営組織から独立した外部の業者に委託するとともに、各グループ会社に関する通報も受け付ける窓口と位置づけて適切な運用をはかる。
 - ⑥ 各グループ会社は、「関係会社管理取扱規程」に基づき適切な内部統制環境を整備するとともに、各グループ会社の事業内容や規模、上場・非上場の別等を勘案して、当社に準じたリスク管理体制を構築する。
 - ⑦ 各グループ会社は、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に基づき、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。
 - ⑧ 当社監査部は、「内部監査規程」に基づき、グループ会社においても内部監査を実施し、当社グループの業務の適正の確保のために助言・提案を行う。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役補助者
監査役の要請に応じ、必要な員数等について監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を設置し、当該使用人が監査役から指示を受けた業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

② 監査役補助者の独立性

監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の異動等の人事及び懲戒その他の不利益な取扱いに関しては、監査役と事前に協議して同意を得る。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、又は著しい損害が現に発生したときは、直ちに監査役会に報告する。
- ② 取締役及び使用人は、監査役会の要請があった場合は、監査役会に出席し、要請に応じて報告又は資料の提出を行う。
- ③ 監査部は、内部監査の結果について監査対象である部署又はグループ会社に通知した内容を常勤監査役に報告する。
- ④ 監査部は、「東映グループホットライン」の運用状況について、定期的に常勤監査役に報告する。
- ⑤ 「東映グループホットライン」への通報を行った者及び上記①乃至④の報告を行った者が、当該通報又は報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役から、監査を適切に行う環境に問題があると指摘された場合には、担当取締役又は取締役会は、監査役と協議のうえ、必要な是正措置を講ずる。
- ② 監査役がその職務の執行について生ずる必要な費用の処理又は前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(当該体制の運用状況)

- ① 「東映コンプライアンス指針」「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を周知するなど、コンプライアンスの浸透、リスクマネジメントの強化に努めております。また、コンプライアンス、情報管理、ハラスメント防止等を目的として、当社の全従業員に対し、eラーニングによる研修を実施しております。なお、当事業年度においては、「コンプライアンス・リスクマネジメント常任委員会」を2回開催し、コンプライアンス及びリスクマネジメントの推進について議論をしております。
- ② 当社グループを対象とした外部の独立した通報窓口「東映グループホットライン」を設置し、法令等違反行為及びリスクの早期発見・対応に努めております。
- ③ 経営戦略部グループ戦略室を中心に各グループ会社と連携するとともに、各グループ会社の取締役会の構成員として当社役職員を複数名選任し、各グループ会社の業務の適正に関する監督をしております。また、当事業年度において、東映グループ社長会議を2回開催し、意思疎通をはかっております。東映グループ監査役会議について

は、当事業年度において新型コロナウイルス感染症拡大のため開催しませんでした。当社常勤監査役が各グループ会社監査役と個々に意思疎通をはかりました。

- ④ 財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき、監査部が財務報告内部統制整備運用状況の評価を行い、評価結果を取締役に報告をしております。
- ⑤ 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令や定款等に定められた事項や経営に関する重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、当事業年度においては、取締役会を13回開催しております。
- ⑥ 監査役会は、監査基本計画において、社内常勤監査役と社内外の非常勤監査役の職務分担を毎期定め、高度な情報収集力と強固な独立性とを組み合わせ、実効性の高い監査活動をしております。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、監査部と連携し、監査の実効性向上をはかっております。当事業年度においては、監査役会を13回開催しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

- (1) 当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社は1951年の創立以来、幅広いファンの皆様に支えられ、映画・テレビ・ビデオ・アニメーションその他多様な映像の製作と多角的な営業により、質高く健全なエンタテインメントを提供することに努めてまいりました。

2018年4月には「東映グループ企業理念」を策定・公表いたしました。

「東映グループ企業理念」は映像製作の絶え間ない継続による『全世界で人々に愛されるエンタテインメントの創造発信』を理念としながら、「映像を中心に明日への糧となるエンタテインメントの創造発信」「キャラクターの創出と育成による日常への癒しの提供」「くつろぎと感動をもたらす非日常の場とサービスの提供」を三位一体として企業活動に従事してまいります。

映像部門につきましては、多様化するメディアに柔軟に対応する企画製作体制を構築し、東西両撮影所とデジタルセンターの一体運営や東映アニメーションとの連携を強化して、娯楽性豊かなコンテンツの提供をはかってまいります。

さらにアニメーションや特撮ヒーロー作品などから生まれるキャラクター事業は海外展開や新規創出も含めて拡充してまいります。

また、娯楽発信の拠点としてはティ・ジョイのシネコン事業はもとより京都太秦映画村などのインフラ事業、東映チャンネルや東映特撮ファン倶楽部などの放送メディアや配信アプリ事業などにも力を入れてまいります。

加えて、質高く健全なエンタテインメントを創造発信していく『総合コンテンツ企業』を確立するために、グループ各人が「創造力」「実現力」「行動力」の三位一体の力を発揮し、結集できる体制の構築を目指します。

イ.創造力：コンテンツ(映像やイベント企画、キャラクター創出、顧客サービス向上のアイデアなど)を生み出すための源泉となる力に対する考え方

ロ.実現力：グループで培われたノウハウやインフラを最大限に活用して、創造の種を大きく実らせる力

ハ.行動力：生まれたコンテンツをあらゆるシーンで有効活用し、全世界へ発信していく力

3つの力を企画・製作・営業のみならず、あらゆる業務で発揮して、万人に幸福と夢の実現をもたらします。

当社グループは、今後も、上記の「東映グループ企業理念」に続く将来へ向けた取組みについて検討を重ねてまいります。

また、コーポレート・ガバナンスの充実にも取り組んで、ステークホルダーとの長期にわたる信頼関係を構築し、当社グループの持続的な成長と企業価値ひいては株主共同の利益の長期安定的な向上に努めてまいり所存であります。

(2) 大規模買付行為（注1）に対する考え方

当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の映像文化の中心的役割を果たしてきた劇場映画、テレビ映画、アニメ作品等と、それらの作品から生まれた様々なキャラクターを包含する知的財産権の集積及びそれらを生み出し幅広くビジネスとして展開するための経験や知識、技術等の集積を核とするものであります。これらの知的財産権や経験等の集積は当社グループの企業価値の源泉にほかなりませんが、必ずしもそのすべてが当社グループの資産として会計上認識されている訳ではありません。また、この知的財産権の集積が当社グループの利益に貢献する期間や貢献の度合いは、作品等によって大きく異なりますが、ユーザーへの提供技術の発達や利用形態の多様化とあいまって、十数年あるいはそれ以上の長期間にわたって貢献する作品等も存在しており、通常の商品や資産とは異なる特徴を有しております。これらの点を十分に理解することなく当社グループの企業価値を適切に評価することは極めて困難であると思料されます。

当社取締役会は、大規模買付者（注2）による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。従って、当社取締役会は、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、昨今の国内・国外の資本市場においては、時として、対象となる会社の経営陣との十分な協議を経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、大規模買付行為が行われるといった動きも見られます。当社取締役会は、このような状況を踏まえて、上記のような当社グループの知的財産権や経験等の集積と、近年の当社株券等の時価総額・資産状況の推移等を考慮した場合、当社株券等がそのような大規模買付行為の対象となる一定の可能性が存在していることは否定できないと判断しております。

そして、そのような状況に鑑み、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付者による大

規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見や代替案等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されるとともに、当社取締役会が大規模買付者に対して、当社グループの企業価値についての協議を求めることが可能になることを担保するための手立てをあらかじめ確保しておくこと及び提供された情報や代替案等を踏まえて当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な時間を確保することが、株主の皆様にとって有益であり、株主共同の利益の確保に資するものと考えます。

(注1) 「大規模買付行為」とは、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）をいうものとします。なお、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととします。

(注2) 「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者をいいます。

(3) 買収防衛策導入の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みを設けることが必要であると判断しております。当社取締役会は、大規模買付行為が、このような大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

当社は、2007年に「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、3年ごとに6月下旬開催の定時株主総会において内容を一部修正又は変更した上で継続することにつき承認を得ております（以下、2019年の定時株主総会において承認された対応策を「本対応策」といいます。）。

本対応策において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、社外者で構成される特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての実施（以下、「対抗措置」といいます。）を決議することができるものとします。その場合には、大規模買付者及びそのグループによる権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割当てます。

なお、特別委員会は、勧告を行うに際し、対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を開催すべき旨の勧告を行うことができるものとし、当該勧告がなされた場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、株主意思確認総会の招集を決議することができるものとし、

さらに、上記にかかわらず、当社取締役会が、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合にも、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとし、

株主意思確認総会の決議は、出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが可決された場合には、当社は対抗措置を発動するものとし、他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが否決された場合には、当社は対抗措置を発動しないものとし、

なお、取締役会は、株主意思確認総会を開催することなく対抗措置を発動することを決議する場合には、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとし、

(4) 本対応策の合理性について

本対応策は、以下のとおり、高度な合理性を有しております。

① 株主の合理的意思に依拠したものであること

本対応策の有効期間は、2019年6月27日開催の第96期定時株主総会の終結後から2022年6月開催予定の2022年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までとなっており、有効期間の満了前であっても、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によって本対応策を廃止できるとされています。

さらに、本対応策は、所定の場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、株主総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することとしております。

また、株主総会の決議を経ることなしに、本対応策の継続や実質的な内容の変更を行うことはありません。（法令の改正・廃止等への対応のための形式的な変更で、実質的な内容の変更を伴わないものを除きます。）

以上のように、本対応策は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

② 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応策において、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動・不発動の決議及び株主の皆様のご意思を確認するための株主総会の招集の決議については、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外者で構成される特別委員会の勧告を最大限尊重することとしてお

ります。

特に、当社取締役会が株主総会の決議を経ることなく対抗措置の発動を決議する場合には、当社取締役会は、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとしております。(当社取締役会の判断のみで対抗措置を発動できる余地がないものとなっております。)

③ 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、本対応策は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。従って、本対応策では、対抗措置として大規模買付者等に割り当てられた新株予約権を当社が取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行うことはありません。

④ デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により、本対応策を廃止する可能性があります。従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用しておらず、また、取締役の解任決議要件の加重を行っておりませんので、本対応策は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

⑤ 特別委員会の評価期間の上限を明確にしていること

大規模買付者に対する特別委員会の評価期間は、現金（円貨）による当社株券等の全部買付の場合は最大60日間、それ以外の場合は最大90日間としております。ただし、特別委員会が、その期間内に結論に至らない場合には、30日間を限度として合理的に必要な範囲で評価期間を延長することができることとしております。

なお、特別委員会が大規模買付情報の追加情報を求めた場合の回答期限（当社取締役会が大規模買付情報を受領した後最大60日間）を合わせると、現金（円貨）による当社株券等の全部買付の場合は評価期間を延長した場合で最大150日間、それ以外の場合は評価期間を延長した場合で最大180日間となります。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
						固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
2021年4月1日残高	11,707	5,297	8,575	13,872	2,926	916	38,377	42,220	△7,014	60,785
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮 積立金の取崩						△14	14	－		－
剰余金の配当							△773	△773		△773
土地再評価差額金取崩額							0	0		0
当 期 純 利 益							2,243	2,243		2,243
自己株式の取得									△10	△10
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△14	1,484	1,469	△10	1,459
2022年3月31日残高	11,707	5,297	8,575	13,872	2,926	902	39,861	43,690	△7,024	62,245

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	13,139	11,508	24,648	85,433
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮 積立金の取崩				－
剰余金の配当				△773
土地再評価差額金取崩額				0
当 期 純 利 益				2,243
自己株式の取得				△10
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	1,763	△0	1,763	1,763
事業年度中の変動額合計	1,763	△0	1,763	3,222
2022年3月31日残高	14,902	11,508	26,411	88,656

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

計算書類作成のための基本となる事項の注記

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ただし、決算期末日前6ヵ月以内封切の映画に係る製品は、法人税法の規定により取得原価の15%を計上しております。

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ロ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 固定資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、大規模の賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 2～65年

機械及び装置 2～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. 映像営業部門

映像営業においては、主に映像作品の製作、配給及び著作権許諾を行っております。

劇場用映画は原則として製作委員会方式で製作し、各種収益を獲得しております。各製作委員会は映像作品ビジネスに精通する複数の事業者から出資を募り、劇場用映画の製作、配給及び著作権許諾等の業務について各事業者がそれぞれ得意とする事業領域において窓口業務を担うことによって、収益の最大化を図る目的で組成しております。

映像作品の製作について、製作委員会方式で当社が製作窓口会社となる場合は、製作委員会の各構成員に対して完成品の試写を行い、納品及び検収がなされた時点で支配が移転したと判断し、収益を認識しております。映像作品の製作に関する取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

また、劇場用映画の一部請負またはテレビ映画等の制作請負も行っております。請負による映像作品の制作については、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積もることが困難な場合は、原価回収基準を採用し、当該履行義務が発生する際に費用回収することが見込まれる金額を収益計上しております。なお、制作期間がごく短い場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、映像素材を納品した時点で収益

を認識しております。制作請負に関する取引の対価は、契約条件に従い、前受金として分割受領等したうえで、最終的には納品した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

配給は、主に映画興行会社に対して映像作品を劇場公開する権利を許諾しております。当該許諾料である配給収入は、映画興行会社の興行収入に一定割合を乗じた金額であり、映画興行会社が興行収入を認識した時点で映画興行会社から興行収入の報告を受け、収益を認識しております。配給に関する取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

著作権許諾は、当社が所有する映像作品に関するビデオグラム化権、テレビ放映権、映像配信権、商品化権等の各種権利を顧客に許諾（ライセンス供与）しております。このライセンスは使用権に該当するため、ライセンス料が一時金の場合または返還不要の最低保証金額を受受する場合は、原則として、契約における許諾開始日が到来するなど、顧客がライセンスからの便益を享受できるようになった時点で収益を認識しております。顧客の売上に連動した一定の歩合に基づいてライセンス料が決定される場合は、顧客からの報告等に基づき、ライセンス料に関する不確実性が解消された時点で収益を認識しております。著作権許諾に関する取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

製作委員会方式で映像作品を製作する場合、製作委員会の幹事会社が作品権利の保管、各窓口会社からの収益の回収及び分配等の管理業務を行っております。当社が幹事会社を務める場合の当該管理業務は、代理人として取引を行っていると判断しております。なお、当社の役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識しております。

ロ. 催事営業部門

催事営業においては、主にキャラクターショーや文化催事の企画・運営を行っており、催事が終了した時点で収益を認識しております。また、関連グッズの販売については、商品の引渡時点において収益を認識しております。催事運営の取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

⑤ ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象 借入金の利息、外貨建金銭債務

ハ. ヘッジ方針

当社は金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

また、為替予約についても、リスク管理方針に従って為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の予約をそれぞれ振当てているため、有効性の判定を省略しております。

⑥ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

映像コンテンツの著作権許諾、物品販売の取引について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客に約束した特定の財又はサービスにおける当社の役割が代理人に該当する一部の取引については、純額で収益を認識する方法に変更しております。

映像作品の製作について、従来は作品が完成し映像素材を納品した時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。また、進捗度を合理的に見積もることが困難な場合は、原価回収基準を採用し、当該履行義務が発生する際に費用回収することが見込まれる金額を収益計上しております。なお、製作期間がごく短い場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、映像素材を納品した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「前受金」及び「契約負債」に含めて表示することとしております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、前受金は1,508百万円減少し、契約負債は1,508百万円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は940百万円減少し、売上原価は940百万円減少しております。なお、各利益への影響はありません。

また、株主資本等変動計算書及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「関係会社株式評価損」は52百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

① 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

固定資産の減損

繰延税金資産の回収可能性

② 当事業年度に係る計算書類の①の項目に計上した額

不動産事業※ 減損損失977百万円、固定資産5,010百万円

ホテル事業 減損損失13百万円、固定資産2,789百万円

繰延税金負債 4,810百万円(繰延税金資産2,479百万円と繰延税金負債7,289百万円を相殺表示しております)

※当社が保有するテーマパーク資産について記載しております。

③ ②のほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」の③に記載した内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	43,961百万円
(2) 担保に供している資産	
建物	10,278百万円
土地	13,311百万円
投資有価証券	173百万円
関係会社株式	2,310百万円
計	26,073百万円
担保に供している資産に係る債務額	
短期借入金	1,200百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,100百万円
長期借入金	3,000百万円
預り保証金	1,289百万円
計	9,589百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	1,441百万円
関係会社に対する長期金銭債権	1,137百万円
関係会社に対する短期金銭債務	11,033百万円
関係会社に対する長期金銭債務	4,414百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として、純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	4,696百万円
仕入高	11,198百万円
販売費及び一般管理費	2,839百万円

営業取引以外の取引による取引高 1,804百万円

(2) 減損損失の内容

当事業年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産

用途	種類	場所	減損損失(百万円)
賃貸資産	建物等	京都府	977
ホテル資産	建物等	新潟県	13
合計			991

② 減損損失の認識に至った経緯

市況の悪化等により収益力の低下している賃貸資産及びホテル資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失の内訳

種類	減損損失 (百万円)
建物	736
構築物	80
機械及び装置	127
土地	0
その他有形固定資産	45
無形固定資産	2
合計	991

④ 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額を使用しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 1,880,056株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	402百万円
退職給付引当金	1,212百万円
減損損失	690百万円
貸倒引当金	372百万円
役員退職慰労引当金	162百万円
資産除去債務	191百万円
賞与引当金	133百万円
その他	620百万円
繰延税金資産小計	<u>3,785百万円</u>
評価性引当額	<u>△1,306百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>2,479百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△6,834百万円
固定資産圧縮積立金	△398百万円
その他	△56百万円
繰延税金負債合計	<u>△7,289百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u><u>△4,810百万円</u></u>

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	東映アニメーション㈱	2,867	アニメーション 作品の製作・販売	直接 34.2 間接 6.8	アニメーション 作品の制作 委託等 資金の借入 役員の兼任	借入の返済 借入 (注1) (注2)	— —	1年内返済予定 の長期借入金 長期借入金	3,000 3,000
						利息の支払 (注1)	23	その他流動負債	—
子会社	東映ビデオ㈱	27	各種ビデオソ フトの製作・ 販売	直接 37.0 間接 63.0	ビデオ商品の 仕入等 資金の借入 役員の兼任	ビデオ商品の 仕入等 (注3)	3,471	買掛金	857
						借入の返済 借入 (注1)	3,700 3,700	短期借入金	3,700
						利息の支払 (注1)	22	その他流動負債	—
子会社	㈱東映テレビ・ プロダクション	20	映像制作	直接 100.0	映像作品の製 作委託等 役員の兼任	テレビ映画制 作の委託 (注3)	4,751	未払金	370
関連会社 の子会社	㈱テレビ朝日	100	放送事業	—	テレビ番組の 制作受託等 役員の兼任	テレビ番組の 制作受託等 (注3)	4,675	売掛金	471

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 借入金利率の条件は、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 有価証券を担保に供しております。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

6,878円56銭

1株当たり当期純利益

174円04銭

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

〔備考〕 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日残高	11,707	22,599	134,161	△11,030	157,437
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			92		92
会計方針の変更を反映した 2021年4月1日残高	11,707	22,599	134,253	△11,030	157,529
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△773		△773
土地再評価差額金取崩額			0		0
親会社株主に帰属する当期純利益			8,977		8,977
自 己 株 式 の 取 得				△10	△10
連結子会社の自己株式 取得による持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	8,203	△10	8,193
2022年3月31日残高	11,707	22,598	142,457	△11,040	165,723

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2021年4月1日残高	21,832	△3	11,508	△34	△367	32,935	53,760	244,133
会計方針の変更による 累積的影響額								92
会計方針の変更を反映した 2021年4月1日残高	21,832	△3	11,508	△34	△367	32,935	53,760	244,225
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△773
土地再評価差額金取崩額								0
親会社株主に帰属する当期純利益								8,977
自己株式の取得								△10
連結子会社の自己株式 取得による持分の増減								△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	1,478	2	△0	568	56	2,105	6,602	8,708
連結会計年度中の変動額合計	1,478	2	△0	568	56	2,105	6,602	16,901
2022年3月31日残高	23,310	△1	11,508	533	△310	35,040	60,363	261,127

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 21社

主要な連結子会社の名称

東映アニメーション(株)、東映ビデオ(株)、(株)ティ・ジョイ

- ② 非連結子会社の数 10社

主要な非連結子会社の名称

東映フーズ(株)、東映音楽出版(株)

非連結子会社10社は、いずれも小規模会社であり合計の総資産、売上高、純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用している非連結子会社 1社

東映フーズ(株)

- ② 持分法を適用している関連会社 1社

(株)テレビ朝日ホールディングス

- ③ 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

東映音楽出版(株)

持分法を適用していない非連結子会社9社及び関連会社3社は、それぞれ純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 棚卸資産

商品及び製品・仕掛品

主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、連結決算期末日前6ヵ月以内封切の映画に係る製品は、主として法人税法の規定により取得原価の15%を計上しております。

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- . 有価証券
- 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- その他有価証券
- 市場価格のない株式等以外のもの 連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法
評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
- 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ハ. デリバティブ取引 時価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法
ただし、大規模の賃貸資産、在外連結子会社及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 2～65年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
- 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
- リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- . 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金
当社及び一部の連結子会社は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- 二. 役員株式給付引当金
当社の連結子会社である東映アニメーション株式会社は、役員株式交付規程に基づく取締役（非常勤取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

イ. 映像関連事業

映像関連事業においては、主に映像作品の製作、配給及び版權許諾を行っております。

劇場用映画は原則として製作委員会方式で製作し、各種収益を獲得しております。各製作委員会は映像作品ビジネスに精通する複数の事業者から出資を募り、劇場用映画の製作、配給及び版權許諾等の業務について各事業者がそれぞれ得意とする事業領域において窓口業務を担うことによって、収益の最大化を図る目的で組成しております。

映像作品の製作について、製作委員会方式で当社グループが製作窓口会社となる場合は、製作委員会の各構成員に対して完成品の試写を行い、納品及び検収がなされた時点で支配が移転したと判断し、収益を認識しております。映像作品の製作に関する取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

また、劇場用映画の一部請負またはテレビ映画等の制作請負も行っております。請負による映像作品の制作については、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積もることが困難な場合は、原価回収基準を採用し、当該履行義務が発生する際に費用回収することが見込まれる金額を収益計上しております。なお、制作期間がごく短い場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、映像素材を納品した時点で収益を認識しております。制作請負に関する取引の対価は、契約条件に従い、前受金として分割受領等したうえで、最終的には納品した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

配給は、主に映画興行会社に対して映像作品を劇場公開する権利を許諾しております。当該許諾料である配給収入は、映画興行会社の興行収入に一定割合を乗じた金額であり、映画興行会社が興行収入を認識した時点で映画興行会社から興行収入の報告を受け、収益を認識しております。配給に関する取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

版權許諾は、当社グループが所有する映像作品に関するビデオグラム化権、テレビ放映権、映像配信権、商品化権等の各種権利を顧客に許諾（ライセンス供与）しております。このライセンスは使用権に該当するため、ライセンス料が一時金の場合または返還不要の最低保証金額を収受する場合は、原則として、契約における許諾開始日が到来するなど、顧客がライセンスからの便益を享受できるようになった時点で収益を認識しております。顧客の売上に連動した一定の歩合に基づいてライセンス料が決

定される場合は、顧客からの報告等に基づき、ライセンス料に関する不確実性が解消された時点で収益を認識しております。著作権許諾に関する取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

製作委員会方式で映像作品を製作する場合、製作委員会の幹事会社が作品権利の保管、各窓口会社からの収益の回収及び分配等の管理業務を行っております。当社グループが幹事会社を務める場合の当該管理業務は、代理人として取引を行っていると判断しております。なお、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識しております。

□. 興行関連事業

興行関連事業においては、劇場運営を行っており、入場料である当日券、前売券等のチケットが劇場に着券した時点で、興行収入として収益を認識しております。また、劇場でのフード・ドリンク等の販売や映画関連グッズの販売については、商品の引渡時点において収益を認識しております。劇場運営における取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

ハ. 催事関連事業

催事関連事業においては、主にキャラクターショーや文化催事及び東映太秦映画村の企画・運営を行っており、催事が終了した時点または入場料である当日券、前売券等のチケットが着券した時点で、収益を認識しております。また、関連グッズの販売については、商品の引渡時点において収益を認識しております。催事運営の取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

二. 建築内装事業

建築内装事業においては、建築内装工事の請負を行っております。当該請負契約については、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積もることが困難な場合は、原価回収基準を採用し、当該履行義務が発生する際に費用回収することが見込まれる金額を収益計上しております。建築内装工事の請負に関する取引の対価は、契約条件に従い、前受金として分割受領等したうえで、最終的には完成した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

□. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ 為替予約

ヘッジ対象 借入金の利息 外貨建金銭債務 外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

当社グループは、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

また、為替予約についても、リスク管理方針に従って為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の予約をそれぞれ振当てているため、有効性の判定を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

映像コンテンツの著作権許諾、物品販売及び広告代理業等の取引について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客に約束した特定の財又はサービスにおける当社グループの役割が代理人に該当する一部の取引については、純額で収益を認識する方法に変更しております。

映像作品の製作について、従来は作品が完成し映像素材を納品した時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。また、進捗度を合理的に見積もることが困難な場合は、原価回収基準を採用し、当該履行義務が発生する際に費用回収することが見込まれる金額を収益計上しております。なお、製作期間がごく短い場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、映像素材を納品した時点で収益を認識しております。

建築内装工事の請負について、従来は工事完成基準により収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。また、進捗度を合理的に見積もることが困難な場合は、原価回収基準を採用し、当該履行義務が発生する際に費用回収することが見込まれる金額を収益計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は4,927百万円減少し、売上原価は4,927百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ8百万円増加しております。なお、営業利益への影響はありません。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利

益剰余金の期首残高は92百万円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「出資金運用損」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「出資金運用損」は119百万円であります。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「投資有価証券評価損」は95百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

① 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

固定資産の減損

当社単体の繰延税金資産の回収可能性

② 当連結会計年度に係る連結計算書類の①の項目に計上した額

興行関連事業※1 減損損失一百万円、固定資産6,251百万円

催事関連事業※2 減損損失1,114百万円、固定資産5,864百万円

ホテル事業 減損損失13百万円、固定資産2,789百万円

当社単体の繰延税金負債 4,810百万円(繰延税金資産2,479百万円と繰延税金負債7,289百万円を相殺表示しております)

※1連結子会社の(株)ティ・ジョイが保有する固定資産について記載しております。

※2当社及び連結子会社の(株)東映京都スタジオが保有する、テーマパークに関する固定資産について記載しております。

③ ②のほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

興行関連事業、催事関連事業及びホテル事業は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受けておりますが、翌連結会計年度以降、段階的に回復すると仮定して固定資産の減損に関する会計上の見積りを行っております。

当社は、翌連結会計年度以降、新型コロナウイルス感染症は段階的に回復すると仮定して繰延税金資産の回収可能性に関する会計上の見積りを行っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 57,964百万円

(2) 担保に供している資産 33,346百万円

担保に供している連結子会社株式83百万円は連結貸借対照表上相殺消去されております。

担保に供している資産に係る債務額

短期借入金 1,200百万円

1年内返済予定の長期借入金 1,100百万円

その他 1,290百万円

計 3,590百万円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	14,768,909株	－	－	14,768,909株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	2,357,368株	499株	－	2,357,867株

(変動事由の概要)

増加の要因は、単元未満株式の買取による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	386百万円	30円	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	386百万円	30円	2021年9月30日	2021年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	386百万円	30円	2022年3月31日	2022年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心とし、主に銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、債権管理の規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延等のおそれが生じた場合には、営業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理をとるようにしております。

有価証券及び投資有価証券のうち株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体企業の財務状況を把握しております。また債券は、元本が保証されるか、若しくは格付けの高い債券のみを対象としているため信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金の使途は主に運転資金であり、長期借入金の使途は主に設備投資にかかる資金であります。このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 （*1）	時 価（*1）	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	170	170	△0
その他有価証券	44,852	44,852	－
関連会社株式	68,234	31,304	△36,930
(2) 長期借入金（*2）	(10,350)	(10,347)	△2
(3) デリバティブ取引（*3）	2	2	－

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）市場価格のない株式等及び民法上の組合等に対する出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等（*1）	1,185
組合等に対する出資金（*2）	20

（*1）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合等に対する出資金は主に民法上の組合に対するものであります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
国債	10	—	—	10
株式	44,842	—	—	44,842
デリバティブ取引				
通貨関連	—	3	—	3
資産計	44,852	3	—	44,855
デリバティブ取引				
通貨関連	—	0	—	0
負債計	—	0	—	0

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	－	75	－	75
社債	－	95	－	95
関連会社株式				
株式	31,304	－	－	31,304
資産計	31,304	170	－	31,475
長期借入金	－	10,347	－	10,347
負債計	－	10,347	－	10,347

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び日本国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している海外国債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約およびデリバティブ内包型預金のデリバティブ部分の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のテナントビル等（土地を含む。）を有しております。2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,157百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
40,252	1,558	41,811	68,553

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産評価に基づく金額、その他の物件は「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取り扱うサービスの観点から事業を区分し、各事業部門が包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは事業別のセグメントから構成されており、「映像関連事業」、「興行関連事業」、「催事関連事業」、「観光不動産事業」及び「建築内装事業」の5つを報告セグメントとしております。

また、サービス別に分解した収益とセグメント売上高との関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	映像関連 事業	興行関連 事業	催事関連 事業	観光不動産 事業	建築内装 事業	
主要なサービス						
劇場用映画の 製作配給関連	4,483	—	—	—	—	4,483
テレビ映画の 製作配給関連	10,878	—	—	—	—	10,878
映像コンテンツの 著作権許諾	61,407	—	—	—	—	61,407
直営劇場・シネコン の経営	—	14,150	—	—	—	14,150
催事・娯楽施設の 運営	—	—	4,823	—	—	4,823
建築内装工事の 請負	—	—	—	—	4,254	4,254
その他	12,487	—	—	1,111	—	13,598
顧客との契約から 生じる収益	89,257	14,150	4,823	1,111	4,254	113,597
その他の収益	—	—	—	3,942	—	3,942
外部顧客への売上高	89,257	14,150	4,823	5,053	4,254	117,539

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する

る注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	20,194
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	22,966
契約資産(期首残高)	526
契約資産(期末残高)	809
契約負債(期首残高)	3,497
契約負債(期末残高)	5,297

契約資産は、映像作品の制作請負及び建築内装工事の請負契約において、未請求の映像作品の制作及び建築内装工事に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、映像関連事業において、支配移転時に収益を認識する映像作品の製作について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,445百万円であります。

当連結会計年度において、契約資産が282百万円増加した主な理由は、建築内装工事による増加であります。また、契約負債が1,800百万円増加した主な理由は、前述の映像作品の製作に関する取引による増加であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、映像作品の製作に関する契約及び建築内装工事の請負契約等に係る残存履行義務に配分した取引価格は、概ね1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

なお、その他の残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、著作権許諾に関する契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤリティについては、注記の対象に含めておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	16,176円24銭
1株当たり当期純利益	723円31銭

(注) 「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

11. その他の注記

減損損失の内容

当連結会計年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

用途	種類	場所	減損損失(百万円)
事業用資産	工具、器具及び備品	東京都	0
ホテル資産	建物等	新潟県	13
テーマパーク資産	建物等	京都府	1,114
合計			1,128

(2) 減損損失の認識に至った経緯

市況の悪化等により、収益力の低下している事業用資産、ホテル資産及びテーマパーク資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の内訳

種類	減損損失(百万円)
建物及び構築物	861
機械装置及び運搬具	137
工具、器具及び備品	127
土地	0
無形固定資産	2
合計	1,128

(4) 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額を使用しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

〔備考〕記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。